

広域防災拠点等について

1	広域的な災害対策活動の必要性	1
2	広域防災拠点等の分類整理	1
3	広域防災拠点等の役割	2
(1)	広域防災拠点の役割	2
(2)	中核的な広域防災拠点の役割	4
4	広域防災拠点の役割から考えられる立地条件 (案)	5

1 広域的な災害対策活動の必要性

大都市圏においては、都府県境にまたがる稠密な市街地が連坦している地域が多く、一体として生活圈、経済圏が成り立っていることから、広域的で甚大な災害が発生した際には、圏域全体として災害対策活動を行うことが必要である。

このような状況においては、地方公共団体が実施する地域的な災害対策活動とともに、これを支援する、救援物資の中継・分配、災害医療支援、応急・復旧資機材等の広域輸送、トラック、ヘリコプター等の輸送手段の確保及び運用、広域支援部隊の投入等の広域的な災害対策活動を行う必要がある。

広域的な災害対策活動は、複数都府県市にまたがる広域的な圏域全体にわたり行われる活動であり、国、都府県、市町村、地区レベルで連携・連動して行われる必要がある。そのためには、情報通信、陸・水・空の様々な交通手段の活用等により広域防災拠点、地域防災拠点等の災害対策活動の拠点の連携が確保された広域的な災害対策活動の体制の構築を図る必要がある。

2 広域防災拠点等の分類整理

	機 能	施 設 概 要	備 考
地域防災拠点	以下の様々な拠点が存在 ・地方公共団体の災害対策本部を設置 ・避難所への輸送の中継、活動要員のベースキャンプ 等	・本部施設 ・ヘリポート ・輸送中継、ベースキャンプのためのスペース 等	・地域防災計画等に位置づけ
広域防災拠点	・救援物資・広域支援部隊等について、域外から域内への最初の中継拠点(一次中継) ・広域支援部隊等の一時休息拠点(ベースキャンプ) 等	・物資の一時集積、荷さばき等に要するスペース ・ヘリポート ・広域支援部隊等のためのベースキャンプ 等	・「近畿圏及び中部圏の地震防災対策大綱(案)」等各種防災計画に位置づけることを予定
中核的な広域防災拠点	・国の現地対策本部を設置(現地対応についての政府内調整権限) ・被災県市や指定公共機関等が参集し(合同現地本部)、広域的な災害対策活動の総合調整を実施(広域的な災害対策活動の司令塔) 等	・広域的な災害対策活動をつかさどる本部施設 ・ヘリポート ・中核的な広域支援部隊等のベースキャンプ、災害ボランティアの一時集結等のためのスペース 等	

3 広域防災拠点等の役割

(1) 広域防災拠点の役割

広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるためには、様々な広域的な活動の拠点となる広域防災拠点が必要である。これら広域防災拠点は、主として人やモノの流れを扱う拠点となり、中核的な広域防災拠点や地域防災拠点と情報を共有、ネットワーク化し、相互に連携することにより、広域的な災害対策活動の展開上、非常に重要な役割を果たすものである。

広域防災拠点は、イ 救援物資の中継・分配機能、ロ 広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、ハ 海外からの支援物資・人員の受入れ機能、ニ 災害医療支援機能、ホ 物資等の備蓄機能、の全て又は一部を機能として持つことが考えられる。

また、平常時には、住民の憩いの場などとして有効に活用されることが望ましい。

【参 考】

京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想（案）においてまとめている広域防災拠点の機能ごとの必要な要件は、次のとおり。

イ 救援物資の中継・分配機能

被災地域外から被災地域内への救援物資の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能。

[必要な要件]

被災地域外から被災地域内への物資輸送の中継地点となるよう、陸上、海上、航空の各交通基盤との連携を確保する。

複数の交通手段の活用が可能となるようにする（交通のリダンダンシーの確保）。被災地域外からの大量の物資の集積、荷さばき、分配等が可能なスペース、大量の車両等の滞留スペース等を確保する。

電気、水、トイレ、情報・通信設備等を確保する。

各方面からのアクセスを考え、方面別などに分散する。

ロ 広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能

全国から大量に集結する広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）や救護班、国内外からのNPO・ボランティア等の活動要員の一次集結、宿泊、連絡等を行うことができるベースキャンプ機能。

[必要な要件]

全国各地からの要員の集結に支障を来さないよう交通基盤との連携を図る。

電気、水、トイレ、情報・通信設備等を確保する。

テント等の設営が可能な十分なスペースを確保する。

発災直後においては各地からの大量のNPO・ボランティア等を被災地域が直接受け入れることにより、被災地域に過剰な負担や混乱を生じることもあることから、受付窓口の設置や関係機関との情報の共有化を図ることができるようにする。

広域支援部隊の種類や活動内容にも配慮する。

ハ 海外からの支援物資・人員の受入れ機能

税関、検疫、入国手続き等を迅速に行うことができるワンストップサービス等、海外からの救援物資・人員の受入れ機能。

[必要な要件]

救援物資の中継・分配機能や広域支援部隊のベースキャンプ機能等を持つ広域防災拠点との連携・調整が可能となるようにする。

救援物資等については、手続きの簡素化・円滑化及び被災地域外から被災地域内への輸送を考慮する。

支援要員については、被災地域等に係る情報の提供、移動手段、宿泊場所、現地通訳等の確保が必要であるため、領事館等との連携も考慮する。

ニ 災害医療支援機能

災害時医療の補完・支援機能（医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの確保・運用等）。

[必要な要件]

搬送用ヘリコプターや救護班等の派遣のための情報共有化を可能にする情報・通信設備を確保する。

医薬品、医療用資機材・設備の備蓄が可能となるようにする。

緊急時におけるヘリコプターの離発着が可能なスペースや施設を確保する。

災害拠点病院や後方医療機関との連携を確保する。

ホ 物資等の備蓄機能

当該広域防災拠点を使用する活動要員用の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能（必要に応じ地域の被災者のための備蓄も行う）。

[必要な要件]

救援物資の中継・分配機能、災害医療支援機能等と一体的に組み合わせる。

(2) 中核的な広域防災拠点の役割

中核的な広域防災拠点は、国の現地対策本部が置かれ、さらに被災縣市や指定公共機関等の責任者が参集して合同現地対策本部として機能する。そこは、災害情報を集約・分析し、県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行うヘッドクォーターであり、かつ、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、必要な広域防災拠点の機能を併せ持つものである。

広域的で激甚な被害をもたらす大規模震災時においては、人、モノ、情報の広域的な流れを的確に把握し、調整することが非常に重要であり、これにより迅速・円滑かつ効率的な応急・復旧活動を展開することが可能となる。

特に、中核的な広域防災拠点においては様々な活動を展開する際の基礎となる情報の処理が重要であり、被災情報が集約・一元化され、分析等がなされるとともに、被災縣市が実施する地域的な災害対策活動と広域的な災害対策活動との相互連携が的確に図られるよう、他の防災拠点も含め関係機関等において情報の共有が可能となるようにする必要がある。

また、大都市圏におけるオープンスペースの制約や分散した拠点到配する人数の制約等にも鑑み、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、必要な広域防災拠点の機能を併せ持つ必要がある。

中核的な広域防災拠点の機能及び必要な要件については次のことが考えられる。

イ 機能

国の現地対策本部が設置され、被災縣市や指定公共機関等の責任者が参集して、広域的な災害対策活動の総合調整等を行う司令塔の機能（合同現地対策本部）。

救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの救援物資・人員の受入れ機能等広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能。

ロ 必要な要件

国及び被災縣市等の関係機関の参集に困難を来さないこと。

稠密な市街地の広がりや近接性があること。

広域交通ネットワークとの連携が図られ、交通・輸送の代替性に鑑み、可能な限り多様な交通手段が確保されていること。

広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるよう、情報・通信設備が確保されていること。

災害時における施設運営に必要な電気、水等が確保されていること。

液状化の恐れ等がない又はそのような危険性のある場合は必要な措置により安全性が確保されていること。

4 広域防災拠点の役割から考えられる立地条件（案）

広域防災拠点の役割から導き出される立地条件としては、以下のような内容が考えられる。

稠密な市街地の広がりとの近接性

甚大な被害が発生する可能性が高く、混乱が予想される稠密な市街地を避けつつ、被災地域への迅速・円滑な対応が可能となる位置関係にあること。

全国各方面から広域防災拠点へのアクセス性の確保

陸路、海路、空路の多様な交通ネットワークの活用が可能であること。

広域交通ネットワークとの連携により各方面からのアクセスが確保されていること（陸上交通の結節点、陸路・海路・空路の結節点等）。

被災時における交通・輸送の代替性の確保

多様な交通・輸送手段の活用による代替性（リダンダンシー）が確保されていること。

地盤等の安全性の確保

液状化発生箇所、崖地・急傾斜地等の危険区域を避けること。

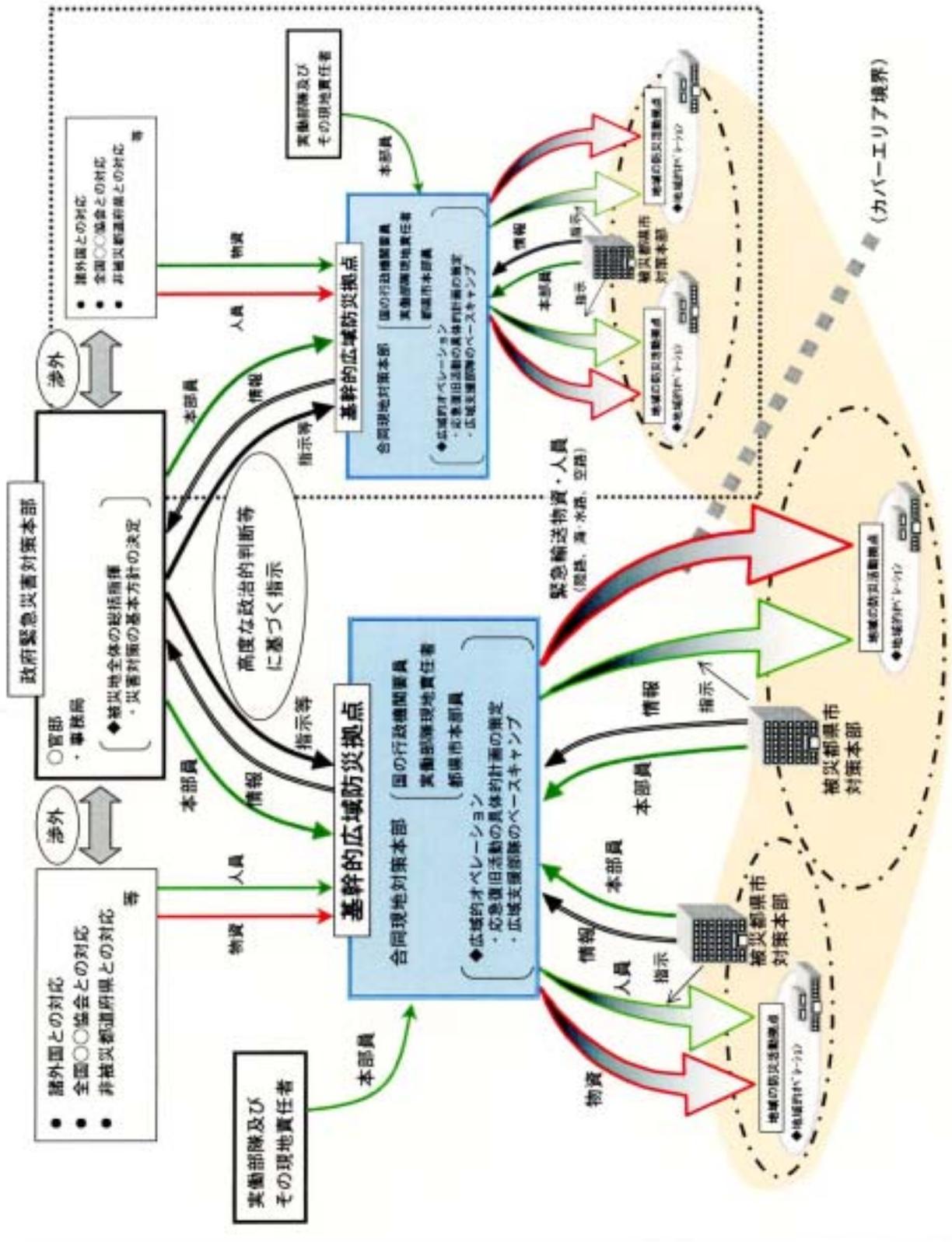
重要施設との位置関係

自衛隊の駐屯地、災害拠点病院、その他広域的な災害対策活動の展開上重要な施設との連携性を確保した位置関係であること。

オープンスペースの確保

中継輸送、荷さばき、分配、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ等に必要なオープンスペースを確保できる場所であること。

参考資料1 首都圏広域防災拠点整備構想における基幹的広域防災拠点のイメージ



参考資料 2

現地対策本部の設置及び運営等について

平成 12 年 12 月 14 日
中央防災会議主事会幾申合せ

1 現地対策本部の設置

- (1) この要領において、現地対策本部とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第25条第6項に規定する非常災害現地対策本部又は災対法第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいう。
- (2) 内閣府は、被災地と災対法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は災対法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（以下「本部」という。）との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のために現地対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、内閣府からの報告に基づき、必要であると認める場合に、現地対策本部の設置を決定する。
- (4) 内閣府は現地対策本部の設置が決定されるに際し、名称、所管区域並びに設置の場所及び期間の案を作成し、内閣総理大臣の決裁を得るとともに、国会報告及び告示の手続きを開始するものとする。また、現地対策本部を緊急災害対策本部に設置する場合には閣議請議の手続きも併せて開始するものとする。内閣府は、以上の手続きと併行して、現地対策本部を設置する旨、各省庁及び被災地地方公共団体に速やかに連絡するものとする。
- (5) 現地対策本部の設置は、原則として一の災害の一つとし、その名称及び所管区域は本部の名称、所管区域に準じ、設置の場所は原則として最も被害の大きいと見込まれる都道府県に、期間は現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整の必要性があると認められる間とする。
- (6) 緊急災害対策本部に現地対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部に現地対策本部が既に設置されているときは、当該現地対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部の現地対策本部が当該非常災害対策本部の現地対策本部の所掌事務を承継するものとする。

2 現地対策本部長の権限（省略）

3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部は、本部の所掌事務のうち、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が防災業務計画又は地域防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものとして本部長の定める事務を行う。

具体的には、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、以下の事務について被災地の地方公共団体と本部との連絡調整を行いつつ、政府が実施する対策に係る事務を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部、指定公共機関その他の防災関係機関が実施する災害対応急対策の円滑な実施のため必要な支援、協力等を行うこととする。

- (1) 現地対策本部は、本部の現地機関として、以下の事務を行うものとする。
 - 被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡
 - 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報
 - 国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整
 - 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整
 - 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整
 - その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務
- (2) 現地対策本部は、本部の指示により、又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う以下の事務に関して、できる限りの支援を行うものとする。
 - 自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、

警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整

国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方自治体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整

被災地における避難者の収容に関する調整

被災地における緊急輸送に関する調整

その他本部長が必要と認めたもの

4 現地対策本部要員

- (1) 現地対策本部長は本部長が指名する。この場合の予定者としては、原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とする。ただし、緊急災害対策本部に現地対策本部を設置する場合で、災害の規模等から特に、国務大臣たる副本部長又は本部員を指名する必要がある場合、又は非常災害対策本部に現地対策本部を設置する場合で被害の程度、対応の必要性の程度から指定行政機関の他の職員たる本部員を指名すれば足りると判断される場合はこの限りではない。
- (2) 現地対策本部員は原則として本省庁の課長級職員たる本部員（本部において必要な要員とは別の職員）又は地方出先機関の部長級職員たる本部員（緊急災害対策本部にあっては本省庁の課長級職員又は地方出先機関の部長級職員たる本部のその他の職員）を充てるものとし、内閣府、内閣官房及び各省庁の選定に基づき、本部長が指名する。大規模な自然災害が発生した場合の初動期における現地対策本部要員予定者については原則として別紙のとおりとする。ただし、実際の災害時には、状況に応じ追加、省略、変更がありうるものとし、また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。
- (3) 現地対策本部のその他の職員は、内閣府、内閣官房及び各省庁の職員たる本部のその他の職員のうちから、内閣府、内閣官房及び各省庁の選定に基づき、必要な者を本部長が指名する。
- (4) 現地対策本部員及びその他の職員は各省庁との兼務とし、現地への派遣を含む現地対策本部での職務については各省庁において出張等の扱いとし、各省庁において給与、手当等を支給するものとする。また、公務災害についても各省庁の対応とする。

5 現地対策本部用資機材（省略）

6 現地対策本部要員予定者の参集（省略）

7 現地対策本部要員たる本部の職員の任命、権限（省略）

8 現地対策本部の運営

- (1) 現地対策本部長は現地対策本部設置場所に到着後直ちに現地対策本部の開設を宣言し、被害状況の把握、可能な限りの被災地方公共団体の要望聴取等を行い、以後の運営方法を現地対策本部員に指示するものとする。
- (2) 現地対策本部においては、各省庁との連絡要員の他、被災都道府県の災害対策本部との連絡要員、広報担当、庶務担当等の担当者を定めるとともに、被害状況把握、交通規制、救助・救急、消火、医療・避難者保護、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- (3) 現地対策本部長は、連絡要員を被災都道府県の災害対策本部に常駐させ、被災都道府県との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (4) 現地対策本部長は、定期的に被災地方公共団体との打合せ、現地対策本部会議の開催を行うよう努めるとともに、現地の状況について現地対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じ指示を行うものとする。
- (5) 現地対策本部は本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合において、連絡を受けた本部は本部員を通じて各省庁に情報を提供するものとする。

本部は現地対策本部との連絡窓口を設け、連絡、支援を行うものとする。

別紙 現地対策本部要員予定者

(大規模な自然災害を想定した場合の初動期における原則的な構成)

本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官

本部員 内閣府大臣官房審議官(防災担当)

内閣府政策統括官付参事官(防災総括担当)付企画官

内閣官房内閣参事官

警察庁管区警察局公安部長(東京都及び北海道にあっては警察庁警備局警備課警備管理官)

陸上自衛隊方面総監部幕僚副長

総務省総合通信局無線通信部長(沖縄にあっては沖縄総合通信事務所情報通信部長)

消防庁防災課災害対策官

消防庁震災対策指導室震災対策専門官

厚生労働省地方厚生局総務管理官

国土交通省地方整備局企画部環境審査官(北海道にあっては北海道開発局事業振興部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局開発建設部長)

国土交通省地方運輸局企画部長(沖縄にあっては沖縄総合事務局運輸部長)

気象庁管区气象台技術部長(東京管区にあっては気象庁予報部主任予報官、沖縄气象台にあっては次長)

気象庁管区气象台技術部地震情報官(東京管区及び沖縄气象台にあっては気象庁地震火山部地震情報企画官)

海上保安庁管区海上保安本部警備救難部長(三～九管区にあっては企画調整官、十一管区にあっては次長)

その他の関係省庁の必要と考えられる要員

その他の職員内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付参事官補佐

内閣府政策統括官付参事官(地震・火山対策担当)付主査

内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付防災通信官付主査

内閣府大臣官房会計課課長補佐

内閣府大臣官房総務課秘書専門職

その他関係省庁の必要と考えられる要員

(注)気象庁においては、地震又は火山災害の場合は地震情報官等、風水害等のその他の自然災害の場合は技術部長等とし、消防庁においては、地震災害の場合は震災対策専門官、風水害等その他の自然災害の場合は災害対策官とする。実際の災害時には状況に応じ追加、省略、変更がありうる。また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。

資料：現地対策本部の設置及び運営等について(「現地対策本部の設置及び運営等について」中央防災会議主事会議申合せより抜粋)